

令和5年1月から、 ひとり親家庭等医療費の 現物給付を県内他市にも拡大します！



医療機関窓口で市町村が発行する受給者証を提示することにより、保険診療分については医療費を支払うことなく医療サービスを受けることができる仕組み

現行

戸田・蕨市内	左記以外の埼玉県内	埼玉県外
現物給付	償還払い	

* 戸田市・蕨市内の医療機関で受給者証を使用することができます。



令和5年1月～

戸田・蕨市内	左記以外の埼玉県内	埼玉県外
現物給付		償還払い

- * 戸田市・蕨市内に加え、埼玉県内の医療機関で受給者証を使用することができます。
- * 接骨院、整骨院等の施術所については、戸田市・蕨市内のみ引き続き使用することができます。
- * 受給者証が使用できない県内の医療機関もありますので、事前に医療機関にご確認ください。

対象の方には、令和5年1月診療分から使用可能な紫色の受給者証を令和4年12月末頃に送付いたします。
令和5年1月以降に医療機関を受診される際は、必ず新しい受給者証をお使いください。

【お問い合わせ】

戸田市役所 こども家庭支援室 医療・手当担当
電話：048-441-1800 内線 274
E-mail: kodomokatei@city.toda.saitama.jp



▲市ホームページ

戸田市ひとり親家庭等医療費受給者証		県内現物 令和5年1月以降
公費負担者番号	8 3 1 1 0 2 4 7	
受給者証番号	5 0 0 0 0 0 0	
対象者氏名	戸田 太郎	男
生年月日	令和4年4月4日	
受給者住所	〒335-0022 戸田市上戸田〇丁目〇番〇号	
受給者氏名	戸田 一郎	
食事療養費	助成対象	
有効期間	令和4年4月4日から 令和20年3月31日まで *受給資格が消滅した場合(ひとり親家庭でなくなった等)、消滅日の前日までとなります。	
現物給付対象医療機関等	埼玉県内の現物給付を行う医療機関等 (接骨院、整骨院等の施術所については戸田・蕨市内のみ)	
現物給付限度額	限度額なし	

(注)裏面注意事項をお読みください。